

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	50 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	28 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	39 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年3月、3年6月、同年11月、4年6月から同年7月までの期間、同年12月から5年3月までの期間及び同年8月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月
② 平成3年6月
③ 平成3年11月
④ 平成4年6月から同年7月まで
⑤ 平成4年12月から5年3月まで
⑥ 平成5年8月から同年9月まで
⑦ 平成12年4月から同年6月まで

私は、昭和63年6月から居住していたA市では、国民年金保険料を口座振替により納付していたが、口座の残高不足により納付できなかった場合は、何度か納付書で納付したことがあったと思う。平成4年11月に転居したB町では、保険料は、私が町役場や農協、郵便局へ行き、納付書で納付していたが、銀行で納付したことや口座振替により納付したこともあったと思う。私は、保険料をずっと納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④については、B町が保管する被保険者名簿では、その期間の国民年金保険料は、納付済みとされている。

また、申立期間①、⑤及び⑥については、1か月、4か月及び2か月といずれも短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は、納付済みとされており、その前後を通じて申立人の仕事などに変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間①、⑤及び⑥の保

険料が未納とされているのは不自然である。

- 2 一方、申立期間⑦については、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間⑦の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

また、申立人が申立期間⑦の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年3月、3年6月、同年11月、4年6月から同年7月までの期間、同年12月から5年3月までの期間及び同年8月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年4月まで

私は、申立期間当時、学生だったため、実家に住んでいた母親が、平成7年1月ごろ、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、保険料を納付してくれた。母親が、絶対に未納がないように、最初から、私の保険料をしっかりと納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続きも適切に行うなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立人の母親が、平成7年1月ごろに国民年金の加入手続きを行い、その後、保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年1月に払い出されていることが確認できることから、納付意欲の高かったその母親が、加入手続きを行っておきながら、当初のわずか4か月の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人の国民年金保険料を提供していたとする申立人の父親は、厚生年金保険における標準報酬月額が、申立期間の前後を通じて上位等級で推移していることから、申立期間の保険料を納付するだけの資力は、十分あったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 7 月に結婚して入籍した際に、窓口の職員から国民年金の任意加入被保険者への資格変更の必要性を説かれたので、そのとおりの手続を行った。

昭和 59 年度の国民年金保険料については、旧姓のままの納付書で納付するように言われて、その指示に従った。しかし、翌年度も納付書の姓が旧姓のままだったので、納付書を代えてくれるよう申し入れたものの、聞き入れられず、氏名を二重線で訂正した納付書で保険料を納付し、これでいいのかと思ったことを鮮明に記憶している。これら一連の経緯から行政の事務手続に誤りがあったと思う。

申立期間の国民年金保険料については、住居を移転した後も毎月の給料日の 25 日又は 26 日に金融機関で納付していた。申立期間の保険料を納付していたのに、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳及びオンライン記録では、申立人は昭和 59 年 7 月 7 日に国民年金へ任意加入し、その直後の同月の 29 日に国民年金の被保険者資格を喪失したとされているが、申立人は、喪失の手続を行った記憶はないとしている上、結婚に伴って強制加入から任意加入への種別変更手続を行いながら、その直後に資格喪失する特段の理由は見当たらないことから、同年 7 月 29 日付の喪失の記録について、誤りがあった可能性を否定できない。

また、申立人は、加入手続時における職員とのやりとり、申立期間当時に

送付されたとする納付書における姓の記載誤りなど一連の状況について、具体的かつ鮮明に記憶しており、申立人が国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間については、前後が厚生年金保険加入期間となっている1か月を除いて国民年金保険料が納付済みであるとともに、厚生年金保険との切替や住所変更等の必要な諸手続を適切に行っていることがうかがえることから、申立人の年金に対する意識は高かったものと認められる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した際に同行したとするその母親の保険料はすべて納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和59年8月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

私は、制度発足当時から進んで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。

納付意識も強かったので納め忘れるはずはなく、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ6か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるとともに、申立期間当時、申立人の夫の仕事に変更がなく、申立人の経済状況に大きな変化は認められないことから、任意加入途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金に任意加入するとともに国民年金被保険者としての住所変更手続も適切に行っており、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 6 月まで

私は、国民年金制度発足の昭和 36 年 4 月から国民年金に加入して申立期間の保険料を納付した。当時住んでいた社宅の人々と相談して加入を決めたこと、社宅の管理人が毎月 100 円を国民年金保険料として集金に来たことをはっきり憶えている。37 年 7 月に県外に転居してからは集金人が来なくなっただけでもあつて保険料納付を忘れてしまったが、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に居住していた社宅の入居者が集まり相談した結果、国民年金に任意加入することとし、社宅の管理人を通じて国民年金保険料として月額 100 円を納付していたと主張しているところ、月額 100 円とする保険料は当時の実際の額と一致する上、申立人が申立期間当時に同じ社宅に住み、同時期に国民年金に加入したとする知人（故人）の夫も加入の経緯について同様の証言をしているとともに、当該知人は昭和 35 年 11 月に任意加入し、36 年 4 月から国民年金保険料を納付し始めていることが確認できることから、申立人の主張は信憑性^{びよう}が認められる。

また、オンライン記録では、申立人は申立期間において国民年金に加入していないとされているが、申立人のものと思われる未統合の記録が認められ、当該未統合記録においては、申立期間を含む期間については未納とされているものの、その国民年金手帳記号番号は、前述の知人の国民年金手帳記号番号とわずか 2 番違いであることから、当該未統合記録は申立人の記録である可能性が高いものと認められ、行政側に記録管理の不備があつたことがうか

がわれる。

さらに、前述のとおり、申立人は申立期間前に任意加入手続を行っており、申立期間に国民年金保険料を納付することが可能であったものと認められるとともに、申立期間において社宅に夫婦で居住していた申立人の生活は安定していたものと考えられること、及び社宅の管理人が毎月保険料の集金を行っていたことを考え合わせると、任意加入手続をしておきながら国民年金保険料をまったく納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3268

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月

私は、昭和52年9月に会社を退職したので、すぐに区役所に行き、自ら国民年金の加入手続を行うとともに申立期間の国民年金保険料を納付した。

以後の国民年金保険料については、2か月ごとに集金人に納付しており、空白なくきちんと納めてきたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年9月に会社を退職した後、直ちに国民年金に加入したとしているところ、申立人が加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から同年同月であると推認され、この申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間以後の国民年金保険料については2か月ごとに納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では保険料の収納が2か月ごとに行われていたことが確認でき、その記憶は当時の制度と一致する。

さらに、申立期間は1回、かつ1か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料はすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っていることなどから、保険料の納付意識は高かったものと認められ、このような申立人が、自ら国民年金の加入手続をしておきながら、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年5月まで
② 昭和53年6月から55年8月まで

私は、昭和53年1月ごろ、新聞や勤務先でサラリーマンの妻も国民年金に任意加入した方が良いということを知った夫の勧めにより、区役所で国民年金の加入手続を行った。年金手帳は1冊所持している。

国民年金保険料については、具体的な金額等の記憶はないが、私が区役所で加入時から納付している。申立期間①の保険料が未納にされていること、申立期間②が未加入の上、保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その夫の勧めにより、昭和53年1月ごろに国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が52年12月7日に払い出されていることが認められるとともに、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の保険料納付開始日から、53年1月から4月ごろと推認される上、申立人が居住していた地域では昭和52年度から主要新聞のチラシ折込みにより国民年金への任意加入の勧奨が行われていたことが確認できるため、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金手帳及びオンライン記録において昭和53年1月に任意加入したという記録が認められることから、申立期間①について任意加入手続を行いながら当初から保険料を未納のままにしておくことは考

え難い。

- 2 一方、申立期間②について、この期間のうち昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの期間は、戸籍の附票において申立人は他県へ転出している記録が認められるが、申立人の国民年金手帳にはその記載がないため、納付書等の発行が行われたとは考え難い。

また、申立人の年金手帳には、昭和 53 年 6 月 21 日に資格喪失及び 55 年 9 月 5 日に再び任意加入手続を行った記録が認められることから、申立人が当該転出入の前後に一連の手続を行ったものと考えられ、申立人の年金手帳に記載された国民年金被保険者資格の得喪日はオンライン記録と一致することから、未加入期間とされている申立期間②の保険料は納付がなかったものとするのが自然である。

さらに、申立人が申立期間②の期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年11月まで
② 平成元年4月から同年10月まで
③ 平成2年3月

私は、国民年金への加入は国民の義務のようなものと認識して、制度創設当初から任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。また、60歳になった直後に任意再加入の手続を行っていたはずであり、手続後7か月間も経ってから加入したことはありえず、60歳になった平成元年*月から国民年金保険料を欠かさず納付していた。

申立期間が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立期間は1か月と短期間である上、申立期間③の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間③の保険料が未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、国民年金制度を知らないはずはなく、制度創設当初から国民年金に加入したと主張しているが、加入手続、保険料額、納付方法等についての具体的な記憶はないことから、加入手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和40年12月であるこ

とが推認され、申立人の被保険者資格取得日も同年同月とされている上、申立人は過年度納付等により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶もなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立期間①は国民年金に未加入で保険料を納付することができなかったものと認められる。

さらに、申立期間②について、申立人は、60歳の誕生日の直後に任意加入の手続を行ったはずであると主張しているが、申立人の記憶は必ずしも定かでなく、加入手続月を特定することができないことから加入手続の状況が不明である。

加えて、申立期間②について、60歳以降の任意加入に係る被保険者資格取得日については、加入を申し出た日とされているところ、オンライン記録上、申立人は平成元年11月7日に加入を申し出たこととされており、当該日付が閉庁日であるなどの不自然さは見当たらない上、これより前に加入手続を行っていたことをうかがわせる形跡も認められないことから、申立期間②については、未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から45年3月までの期間及び48年2月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から45年3月まで
② 昭和48年2月から同年5月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和40年ごろに私の父親が区役所の出張所で行い、48年1月に会社を退職した際は、私の母親が同出張所で行った。国民年金保険料については、私の父親が自分達夫婦及び私の分を一緒に金融機関で納付しており、当時、両親から「学校を卒業して早く自分で保険料を納付してほしい。」と何回も言われたことを記憶している。申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が区役所の出張所で申立人の国民年金の加入手続を行い、近隣の郵便局で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間①の直前に昭和40年3月30日付け「国民年金被保険者の適用について」（社会保険庁から都道府県知事あて）の通達が発出され、これに基づき社会保険事務所（当時）においては、20歳に到達した者の適用洩れ者に対し加入勧奨を行っていたことから、申立人も加入勧奨を受けて加入した可能性があること、当時同出張所では国民年金の加入手続を行っていたこと、及び同郵便局で保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を一緒に納付したとする商店を経営していた両親は、申立期間の保険料が納付済みであることから、長男として商店の経営を継承予定であった申立人を国民年金に加入させず、申立人の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間①当時、申立人は、学生であったため、両親から、「学校を卒業して早く自分で保険料を納付してほしい。」と何回も言われたことを具体的かつ鮮明に記憶していることから、当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されており、保険料が納付されていたものと推認できる。

加えて、申立人と当時同居していた申立人の姉は、「申立人の両親(故人)は几帳面な人であったので、加入義務のある国民年金制度に申立人を必ず加入させて保険料を納付していたと思う。」旨証言している。

その上、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の保険料を納付していたとする申立人の両親は、国民年金制度創設時の昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、60 歳に到達するまでの保険料がほとんど納付済みとなっている上、申立人についても、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の両親及び申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3272

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 8 月から 38 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月から 38 年 2 月まで

私は、昭和 36 年ごろに、市職員が自宅に国民年金制度の説明に来たことを契機に、国民年金の任意加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、当初は市役所の窓口で納付し、その後、時期は覚えていないが、自宅に来るようになった集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 19 か月と比較的短期間である。

また、申立人は、昭和 36 年ごろに、市職員に勧められ国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、同年 1 月ごろと確認でき、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった上、国民年金の任意加入手続を行ったにもかかわらず、加入当初の 4 か月分の保険料のみ納付し、その後保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当初は市役所窓口で納付し、その後は集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、昭和 37 年から集金人による保険料の収納が行われていたことが確認できるとともに、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

昭和37年ごろに、私の父親が私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付していた。41年に結婚した後は、私が納付書により、区役所で3か月毎に保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書を使用して区役所で3か月毎に納付していたと主張しているところ、当時、申立人が居住していた地域の区役所では、3か月単位の現年度国庫金納付書による保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間を除く未納期間については、保険料を納付していないことを明確に記憶していることから、申立人の主張は一貫性があり、基本的に信用できる。

加えて、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の夫の仕事に変更はなく、経済状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3274

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年3月までの期間及び同年7月から47年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から46年3月まで
② 昭和46年7月から47年1月まで

私は、昭和44年9月に国民年金に加入し、当時、経営していた飲食店に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。一時期、集金人に保険料を納付できなかったことがあったため、その期間の保険料は後からまとめて納付書により納付したことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、それぞれ15か月及び7か月と比較的短期間である。

また、申立人は、集金人に国民年金保険料を納付できなかった期間の保険料については、後からまとめて納付書により納付していたと主張しているところ、申立人の特殊台帳によると、申立人に対して申立期間①及び②の納付書が発行されていることが確認できることから、申立人の主張は信憑性^{びょう}がある。

さらに、申立人の特殊台帳、被保険者名簿及び申立人が所持している領収書では、申立人の氏名が誤って記載されていることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月

私が、平成3年7月で会社を退職した後、私の妻が区役所で私の国民年金の加入手続を行い、後日送られてきた納付書により、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付した。私の妻は私が会社を退職した都度自身の種別変更手続及び私の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った上で、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付しており、申立期間が未加入で、保険料が納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

また、申立人の妻は、申立期間について、夫が初めて会社を退職した時期であったことから、夏の暑い時期に区役所に行き、自身の種別変更手続及び夫の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことを鮮明に記憶しているとしており、自身の種別変更手続も適切に行われていることが確認できることから、申立人のみ切替手続が行われず国民年金の未加入期間とされているのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料を一緒に納付したとするその妻の申立期間の保険料は、納付済みとなっている。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も複数回適切に行われていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 3 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から 45 年 3 月まで

私は、申立期間当時、私の父親が経営する店で働いており、時期は明確でないが、その父親が私の国民年金の加入手続を行った。当時、町内会の集金担当者が国民年金保険料を集金しており、私の父親が、自分達夫婦、妹及び私の 4 人分の保険料を集金担当者に納付していた。一緒に納付していた家族の保険料は納付済みであり、私の申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が町内会の集金担当者に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地域では、町内会の集金担当者が保険料を集金していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、父親が経営する店で申立人と一緒に働いていた申立人の妹も、20 歳になって以降、国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる上、その妹は、「姉も 20 歳になった時から父親が保険料を納付していたはずであり、私が 20 歳になってからは、私の保険料と一緒に納付していた。」と証言している。

さらに、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の父親、母親及び妹の申立期間に係る保険料は納付済みになっていることから、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料の未納は無いことから、申立人の保険料の納付意欲は高かったものと認

められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成元年2月までの期間の定額保険料及び同年5月から4年4月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から平成元年2月まで
② 平成元年5月から4年4月まで

私は、平成元年2月に老後のために国民年金に加入した。申立期間①については、加入手続の際、過去2年分の国民年金保険料の納付を認められたことから、社会保険事務所（当時）で作成された納付書により申立期間の保険料を金融機関で納付した。申立期間②については、元年3月に付加年金の申出を行い、当該期間の直前である同年4月から口座振替により国民年金の定額保険料及び付加保険料の納付を開始した。申立期間①の保険料が未納とされていること、及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年4月に払い出されていることが確認できることから、その時点で申立期間①の国民年金保険料を納付することは可能であった。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った後、申立期間①を含む2年分の保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、当該期間直前の昭和62年4月から63年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できる上、申立人が過年度納付したとする申立期間①の保険料額は、実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間①の国民年金の保険料月額については、納付済みとなっている平成元年4月以降の保険料月額よりも安価であることから、申立人が

当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間②については、平成元年3月に付加年金の申出が行われていることが確認できる上、同年4月から口座振替が開始され、付加保険料を含む国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、申立期間②の付加保険料のみが口座振替されずに未納とされているのは不自然である。

その上、申立人は、付加年金に加入して直ぐに付加年金の取下げを行った記憶はないと主張しており、申立期間②について申立人の付加年金の取下げが行われた形跡も見当たらないことから、当該期間中、付加保険料を含む国民年金保険料が口座振替により納付されていたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和63年4月から平成元年2月までの期間の定額保険料及び元年5月から4年4月までの期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年9月まで

私が20歳になったところに両親が私の国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、母親が未納のないようにすべて納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ6か月と短期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和48年6月11日ごろと推認でき、その時点では申立期間の保険料は過年度納付により納付することが可能であった上、申立人の被保険者台帳では、申立期間直後の46年10月から48年3月までの保険料を過年度納付により納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみ過年度納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、口座振替を利用するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月及び同年9月

昭和36年4月ごろ、私に国民年金に加入することを勧めていた私の父親が、私の国民年金の加入手続を役場で行った。申立期間の国民年金保険料は、私が集金人に納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に2か月毎に納付したと主張しているところ、当時、申立人が居住していた地域では、集金人制度が存在し、保険料の収納が2か月ごとに行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人が納付したとする保険料月額は、申立期間当時、実際に納付した場合の金額と一致していることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

加えて、申立人は、国民年金創設当初から国民年金に加入している上、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間、63 年 8 月から平成元年 8 月までの期間及び 2 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 63 年 8 月から平成元年 8 月まで
③ 平成 2 年 2 月

私は、昭和 62 年に市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後に少しまとめて未納期間の国民年金保険料を納付し、その後は毎月、納付書により市役所又は金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立期間はそれぞれ 12 か月、13 か月及び 1 か月と比較的短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により市役所窓口又は金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 1 月に払い出されていることが確認でき、申立期間の保険料は現年度納付が可能であった上、申立人が保険料を納付していたとする金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月から 49 年 7 月まで
② 昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 3 月に結婚したことを機に国民年金の加入手続を行い、加入手続後は、夫婦二人分の保険料を一緒に市役所で納付していた。その後、53 年 10 月に転居した際に国民年金の変更手続を行い、手続後の保険料については、52 年 8 月に会社を退職してから納付し忘れていた分も含めて自宅近くの金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間は 8 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、自宅近くの金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できるとともに、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間②当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和 53 年 10 月ごろと推認できるが、その時点では申立期間②の国民年金保険料を過年度納付により納付することは可能であった上、申立期間②の保険料は、納付済みとされている申立期間②直後の保険料額よりも安価であることから、申立人が申立期間②の保険料を納付しなかったとするのは不自然

である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、結婚した昭和 46 年 3 月ごろに市役所で加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が加入当初に交付されたとする国民年金手帳の色及び形状は、申立期間当時のもとは異なっている上、申立人は申立期間当時の保険料の納付金額の記憶が不明確であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は昭和 53 年 10 月ごろと推認でき、その時点では申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、特例納付により申立期間①の保険料をまとめて納付した記憶はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで

私の国民年金の加入手続は、具体的な時期は分からないが父親が行った。国民年金保険料については、結婚前は父親が納付しており、昭和42年4月に結婚してからは、妻が父親、私及び妻の三人分の保険料を一緒に集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の妻は、「当時、私が、父親と夫と私の三人分の保険料を未納がないように一緒に集金人に納付していた。」旨証言している。

2 一方、申立期間①について、申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、申立人の父親が納付していたと主張しているが、その父親についても、申立人と同様に申立期間①の保険料が未納となっている。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の納付記録から、昭和 40 年 4 月以降であると推認できるが、その時点では申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、国民年金に加入した当初、母親にお金を渡して、母親が私の国民年金保険料を納付してくれていたが、その後、時期は憶えていないが、途中からは私が市役所又は銀行で保険料を納付していた。ほかの期間は、すべて納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の仕事に変更はなく、経済状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間であり、申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達するまでの間、申立期間を除き国民年金保険料を完納しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、昭和46年1月の会社退職後に、妻と一緒に国民健康保険と国民年金の加入手続を市役所で行った。申立期間の国民年金保険料については、妻が私の分と一緒に市役所で納付してくれており、妻の保険料が納付済みとされているのに私の分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月の会社退職後に、妻と一緒に国民健康保険と国民年金の加入手続を市役所で行ったと主張しているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人及びその妻が、国民年金の加入手続を行ったのは、夫婦の前後の国民年金任意加入被保険者の資格取得日からみて同年1月であることが推認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の妻が夫婦二人分を市役所で納付したと主張しているところ、申立人の妻の申立期間の保険料は納付済みとされており、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行っておきながら、申立人のみ加入当初の3か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人の妻の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料の納付記録については、平成20年3月に納付済みに訂正されていることから行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成4年8月20日に、資格喪失日に係る記録を5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月20日から5年4月1日まで

A社に勤務していた平成4年8月20日から5年4月1日までの厚生年金保険被保険者期間が欠落しているため、7年3月ごろに同社と社会保険事務所（当時）に問い合わせたが、当時は、時効によりどうにもならないという結果だった。申立期間は同社に勤務していたので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、A社が提出した申立人の「基本情報照会」には、入社年月日が平成4年8月20日、退職年月日が5年3月31日の記録及び厚生年金保険について4年8月20日に資格取得、5年4月1日に資格喪失を意味する記録がある。

さらに、申立人が提出したA社が発行した平成4年分給与所得の源泉徴収票から、申立人が、同年8月から同年12月までの期間に係る給与から社会保険料等が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社の平成4年分給与所得の源泉徴収票から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成4年8月から5年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月31日から同年8月1日まで
社会保険庁（当時）の記録によると、申立期間の記録が欠落している。当該期間はA社C工場からD社（現在は、E社）に転籍した時期であり、私は、継続して勤務していた。記録漏れがあるのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社から提出された労働者名簿により、申立人が昭和50年8月1日にA社からD社（勤務は、A社F工場）に転籍したことが確認できる。

また、申立期間当時、A社C工場に在籍していた申立人の複数の上司及び同僚の証言により、申立人は、申立期間に当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、申立人とほぼ同時期にA社C工場から他の関連事業所に異動している同僚の厚生年金保険の記録及び申立期間当時の事務課長への供述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和50年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

オンライン記録におけるA社C工場の資格喪失日が、雇用保険の記録における離職日と一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ離職日及び資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和50年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、A社において申立人が昭和21年8月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年11月5日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和21年8月から22年5月までは180円、22年6月から23年7月までは600円、23年8月から同年10月までは1,500円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年8月5日から23年11月5日まで
昭和21年8月ごろから23年11月ごろまでB市C地区のD社に勤務して、Eを管理する仕事をしていた。しかし、年金記録に反映されていないため、調査してこの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶から、申立人が申立期間にD社に勤務していたことが推認できる。

また、調査の過程で、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人と同姓同名で同生年月日の者の、昭和21年8月5日から23年11月5日までの期間についての基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認された。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿により、上記の被保険者名簿に記載されている年金番号は、昭和21年8月5日にD社において払い出された年金番号であることが確認できる。

加えて、B市E地区に移転する前の同市C地区におけるA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同社はD社の商号変更後の

名称であることが確認できることから、上記の被保険者名簿の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主はA社において、申立人が昭和 21 年 8 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23 年 11 月 5 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和 21 年 8 月から 22 年 5 月までは 180 円、22 年 6 月から 23 年 7 月までは 600 円、23 年 8 月から同年 10 月までは 1,500 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月 13 日から 6 年 6 月 30 日まで
オンライン記録では、A社で勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 30 万円となっているが、給与明細書では 41 万 3,290 円の給与をもらっており、支給額に見合う標準報酬月額と相違している。標準報酬月額が変更されているのは納得できないので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 6 年 6 月 30 日）の後の平成 6 年 7 月 27 日付けで、遡及して 30 万円に減額訂正されている上、申立人と同様に 29 名の被保険者についても標準報酬月額の訂正がされていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年10月1日から12年6月24日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成12年6月24日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、平成11年10月から12年5月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び12年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年10月1日から12年6月24日まで
② 平成12年6月24日から同年7月1日まで

申立期間①について、「ねんきん定期便」によると、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が15万円となっている。厚生年金保険料は毎月給与から控除されていたが、給与の振込金額は毎月23万円くらいであった。

また、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているが、給与明細書において、当該期間に係る保険料が控除されていることが確認できるので、調査し、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された平成11年11月から12年6月までの給与明細書から、申立人は、標準報酬月額26万円に基づく厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額届出を行ったと回答していることから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の記録及び申立人が保管する平成 12 年 7 月の給与明細書から、申立人は、A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額は、当該期間に係る給与明細書における保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A 社は、申立期間②前までは適用事業所となっているが、その後は当該期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、法人の適用事業所となっていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月31日から同年4月1日まで
ねんきん特別便によると、A社の資格喪失年月日が平成15年3月31日になっているが、その日に退職したため同年4月1日が喪失日になるはずである。調査し、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が申立人に交付した社会保険加入証明書、同社が保管する人事記録及び平成15年賃金台帳により、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成15年賃金台帳の申立期間に係る保険料控除額から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出を誤ったと回答している上、事業主が資格喪失日を平成15年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日の記録を昭和40年6月1日に、同社本社における資格喪失日の記録を43年11月1日に訂正し、40年5月の標準報酬月額を5万6,000円、43年10月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月18日から同年6月1日まで
② 昭和43年10月26日から同年11月1日まで
オンライン記録では、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているが、A社内の転勤であり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書及び退職金支払計算メモから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（申立期間①は昭和40年6月1日に同社B工場から同社本社に異動、申立期間②は43年11月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場の厚生年金保険被保険者原票における昭和40年5月1日の月額変更の記載及び同社本社における43年9月のオンライン記録から、40年5月は5万6,000円、43年10月は6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和18年1月1日から20年10月1日までの期間について、申立人は厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社（現在は、F社）における資格喪失日（18年1月1日）及び資格取得日（20年10月1日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を18年1月から同年7月までは90円、18年8月から19年9月までは140円、19年10月から20年9月までは180円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年1月1日から20年10月1日まで
② 昭和29年11月1日から30年2月1日まで

申立期間①について、私は、A社に勤務していた。申立期間②については、B社でC地区やD地区・E地区などの事業所で、継続して勤務していた。厚生年金保険の加入記録に欠落している期間があるので、申立期間の記録を訂正して、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和17年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、18年1月1日に資格を喪失後、20年10月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和17年6月1日と記載されているものの、資格喪失日の記載は無く、18年10月及び19年10月に標準報酬月額が変更された旨の記載が確認でき、当該記録を前提にすると、事業主が申立人の資格喪失日を18年1月1日と届け出たとは考え難い。

また、A社の人事記録を保管しているG社が保管する厚生年金保険被保険者名簿には、「終戦時」と記載されていることから、昭和20年8

月 15 日において被保険者であった者が記載されていると認められるところ、同名簿に、申立人の氏名が記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人の A 社における資格喪失日（昭和 18 年 1 月 1 日）及び資格取得日（20 年 10 月 1 日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記載から、昭和 18 年 1 月から同年 7 月までは 90 円、18 年 8 月から 19 年 9 月までは 140 円、19 年 10 月から 20 年 9 月までは 180 円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、H 防衛局が保管している申立人の I 関係常用使用人登録票には、「昭和 29 年 10 月 31 日人員整理」と、「30 年 2 月 1 日雇入れ」と記載されており、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

また、B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、多くの被保険者が申立人と同日の昭和 29 年 11 月 1 日に資格を喪失している。

さらに、複数の同僚は、「申立人は、厚生年金保険の被保険者記録のとおり、いったん B 社を辞めたことがある。」と証言している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36年4月から同年9月までは8,000円、36年10月から37年9月までは9,000円、37年10月から38年9月までは1万円、38年10月から39年9月までは1万4,000円、39年10月から40年9月までは1万8,000円、40年10月から41年9月までは2万2,000円、41年10月から42年4月までは2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から42年5月1日まで

私は、昭和35年9月1日から42年4月30日までA社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、35年9月1日から36年4月1日までになっているので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の役員の回答及び同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、A社は、「当社では、正社員は、全員厚生年金保険に加入していた。また、雇用保険に加入している期間は厚生年金保険にも加入していたはずである。社会保険事務所（当時）に申立人の被保険者記録が無いのは、当社において手続を誤ったものである。」と回答している。

さらに、同僚は、「申立人は、申立期間においても、それ以前と同じ業務内容であり、勤務形態の変更も無かった。」と供述しているとともに、申立人が従事していた業務の前任者や申立人と同様の業務内容及び勤務形

態であった複数の同僚は、その勤務期間と被保険者期間が一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、同種の業務に従事していた同僚の標準報酬月額から、昭和 36 年 4 月から同年 9 月までは 8,000 円、36 年 10 月から 37 年 9 月までは 9,000 円、37 年 10 月から 38 年 9 月までは 1 万円、38 年 10 月から 39 年 9 月までは 1 万 4,000 円、39 年 10 月から 40 年 9 月までは 1 万 8,000 円、40 年 10 月から 41 年 9 月までは 2 万 2,000 円、41 年 10 月から 42 年 4 月までは 2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失に係る手続において、同社の誤りがあったものであるとしていること、及び仮に事業主から申立てどおりの申立人に係る被保険者資格の喪失届が提出された場合には、申立期間に 6 回にわたり健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、昭和 36 年 4 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 4 月から 42 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 37 年 4 月 1 日）及び資格取得日（昭和 37 年 12 月 21 日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 12 月 21 日まで

A社に在籍中は、転勤、長期の出張は無く、休暇も風邪で休んだ程度なのに、昭和 37 年 4 月 1 日から同年 12 月 21 日までの期間が厚生年金保険に未加入となっているのが考えられないので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人の上司及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人はA社の同じ部署には、前記の上司と2人だけであったとしているところ、当該上司は、申立期間において厚生年金保険の加入記録が継続している。

さらに、当該上司は、「申立人の勤務形態及び業務内容は、申立期間を含む勤務期間中変更は無く、厚生年金保険加入記録に欠落があるのはおかしい。」と証言している。

加えて、申立期間に勤務していたほかの従業員からも、「申立人は、申立期間においても変わらずに勤務していた。」、「申立人が在職中に一度辞めたという話は聞いたことがない。」との証言がある。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 37 年 3 月及び同年 12 月の A 社における社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 4 月から同年 11 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年9月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、8年9月から11年9月までの標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から11年12月21日まで
A社の営業本部統括役員（常務）として勤務していたが、申立期間について、59万円の標準報酬月額が9万8,000円に訂正されているので、当該期間の標準報酬月額を当時の報酬額に見合ったものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間のうち平成8年9月から11年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていた。

しかし、オンライン記録では、平成10年10月9日付けで、8年10月、9年10月及び10年10月の定時決定における標準報酬月額の記録を取り消した上で、8年9月1日にさかのぼって標準報酬月額の記録を9万8,000円に記録訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の代表者及び他の役員にも同様の訂正が行われていることがオンライン記録から確認できる。

さらに、社会保険事務所から提出された滞納処分票から、平成9年12月から14年2月までA社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

なお、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるものの、複数の同僚が「代表者はワンマンであり、印鑑も代表者が

管理していた。」と証言しており、その中の一人は、「申立人は、工事担当の役員であり、管理部長の後を受け社会保険を担当したが、その時点では、既にこの訂正処理は行われた後である。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成10年10月9日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の8年9月から11年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要と認められる。

一方、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（11年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については上記訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち平成11年10月及び同年11月について、申立人から提出された平成11年確定申告書の社会保険料控除額から算定すると標準報酬月額は9万8,000円に相当しており、11年10月1日における定時決定による標準報酬月額と合致していることが確認できることから、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料控除があったとは言えない。

このほか、当該期間について、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年1月20日から31年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を30年1月20日に、資格喪失日に係る記録を31年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月ごろから31年10月1日まで
昭和28年4月から31年9月末まで、A社に勤務していたが、その期間の年金記録がすべて欠落したことになる。当時の社員と一緒に撮った写真もあるので、被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社内で撮影されたとする写真には、撮影日として昭和30年2月7日と記載されている。

また、複数の同僚は、申立人がA社に勤務していた旨を供述している上、そのうちの昭和29年11月20日に入社したとする同僚は、「申立人は30年1月中旬に入社した。その時のことをよく覚えている。」と述べている。

さらに、申立人は、「暑い季節に病気を患い、それが原因でA社を退職した。」と供述しているところ、同僚は、「申立人は、病気を患い、治療に1か月くらいかかるので同社を退職した。」と述べている。

これらのことから、申立人が申立期間のうち、昭和30年1月20日から31年9月30日までの期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立期間当時、A社の従業員は全員、厚生年金保険に加入していた。」旨を供述している。

さらに、上記の写真に写っている者で氏名の判明する者及び申立人と同一の業務に従事していたとして氏名が挙げられた同僚にはすべて、A社における厚生年金保険の被保険者記録があることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和30年1月20日から31年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同一の業務に従事していた同学年の同僚の当該期間に係る標準報酬月額から、3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主が死亡していることから確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年1月から31年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和28年4月から30年1月20日までの期間については、申立人が「28年3月に中学校を卒業した後1年以上経過してから、A社に入社した。」と供述をしている。

また、申立期間においてA社に入社したとする複数の従業員が「申立人は自分より後にA社に入社した。」と供述している上、そのうちの1名は、上述のとおり、申立人の入社日が昭和30年1月中旬であることについて詳細に記憶している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年10月1日から6年3月31日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が、44万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

また、上記期間のうち、平成5年10月1日から6年1月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額(47万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間のうち平成6年3月31日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を6年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、A社及びB社は、それぞれ、申立人に係る平成6年3月及び同年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月1日から6年3月31日まで
② 平成6年3月31日から同年5月1日まで

社会保険事務所の記録では、平成5年10月1日から6年3月31日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、平成6年3月31日から同年5月1日までの厚生年金保険加入

期間が欠落している。この間経営担当者は変わったが、B社に引き続き勤務していたので厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、44万円と登録されていたが、平成6年3月24日付けでさかのぼって8万円に訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に、A社が適用事業所に該当しなくなった日(6年3月31日)まで同社に在籍していた被保険者26名の標準報酬月額についてもさかのぼって訂正されているが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、44万円とすることが妥当である。

一方、上記期間のうち、平成5年10月から同年12月までの期間については、申立人の所持する源泉徴収票では、申立人は47万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人の平成5年10月から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間に係る月額変更届及び6年3月24日のさかのぼった標準報酬月額の訂正届のいずれの機会においても、社会保険事務所が誤った標準報酬月額を記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおり届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額(47万円)に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人の保管する源泉徴収票から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(平成6年4月1日にA社から関連会社B社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。また、当該期間の標準報酬月額については、源泉徴収票の厚生年金控除額から、44万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A社は平成6年3月31日に適用事業所でなくなり、B社は6年5月1日に適用事業所となっており、A社及びB社はそれぞれ、当該期間において適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社及びB社は、当該期間において法人格を有していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、A社及びB社は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

A社B支店の事業主は、申立人が昭和26年9月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年4月23日に同資格を喪失した旨の届出を、社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和26年8月29日から同年9月15日までの期間及び29年4月23日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を26年8月29日に、資格喪失日に係る記録を29年5月1日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和26年8月及び29年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月29日から29年5月1日まで

夫は、昭和24年4月1日から44年4月30日までA社に継続して勤務していた。年金記録を確認したところ、同社B支店に在籍していた26年8月29日から29年5月1日までの期間が被保険者となっていなかった。この期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が相違している者が昭和26年9月15日に資格を取得し、29年4月23日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立期間当時、A社B支店で勤務していた申立人の妻や複数の同僚から、同社B支店の従業員で申立人と同姓同名の人はいなかったとの供述を得ていることから上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が昭和26年9月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年4月23日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和26年8月29日から同年9月15日までの期間及び29年4月23日から同年5月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し（26年8月29日に同社C支店から同社B支店に異動し、29年5月1日に同社本店に異動）、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿における昭和26年9月及び29年3月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和33年7月21日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年11月1日まで
② 昭和33年7月21日から同年8月1日まで

ねんきん特別便で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。私は、昭和28年4月1日にA社に入社し、33年8月1日に系列の販売会社であるB社に転勤したが、継続して勤務していた。

本部のC社が保管している人事台帳の写しを提出するので申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、C社が保管していた人事台帳の記録及び申立人が保持していた退職年金計算書から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和33年8月1日にA社から系列会社であるB社へ異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年6月の社会保険事務所(当時)の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事業が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人がA社に勤務していたことは、申立期間②と同様に人事台帳の記録及び退職年金計算書から認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人より3年早くA社に入社し、同社が新規適用事業所となった昭和28年11月1日に資格取得の記録がある同僚は、「私が、入社した時には、まだ会社は、厚生年金保険に加入していなかったため、給与から保険料は控除されていなかった。ねんきん特別便を確認したが、記録に誤りは無かった。」旨の供述があった。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 22 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30 年 8 月 9 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 22 年 5 月は 360 円、22 年 6 月から 23 年 7 月までは 500 円、23 年 8 月から同年 12 月までは 2,100 円、24 年 1 月から同年 4 月までは 3,300 円、24 年 5 月から 26 年 7 月までは 4,000 円、26 年 8 月及び同年 9 月は 4,500 円、26 年 10 月から 27 年 4 月までは 6,000 円、27 年 5 月から 29 年 4 月までは 8,000 円、29 年 5 月から 30 年 7 月までは 9,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 5 月ごろから 30 年 8 月ごろまで

社会保険事務所の記録では、A社に勤務していた昭和 22 年 5 月ごろから 30 年 8 月ごろまでの被保険者期間が無い。私は 22 年 3 月に学校を卒業して、同年 5 月ごろに同社に正社員として入社した。学校の同級生と同期入社で、入社当初は同じ職場で働き、結婚前は一緒に会社の寮で生活していた。保険料は事業主により給与から控除されていたと思うが、当時の給与明細書などは無い。同社で働いていたことに間違いなく、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、昭和 22 年 5 月 1 日から 30 年 8 月 9 日までの期間について、申立人の旧姓と同姓同名で生年月日が一致し、婚姻後の姓と同じ氏名に変更がされている基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認でき、オンライン記録においても同様に申立人の改姓後の名前でも、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人とは学校の同級生で、昭

和 22 年 3 月に卒業し、同年の春に申立人と一緒に A 社に入社した。申立人は同社の在籍中に結婚し、30 年ごろまで同社に勤務していた。」と証言しており、当該同僚は、申立期間に同社における被保険者となっている。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の厚生年金保険の被保険者記録であり、A 社の事業主は、申立人が昭和 22 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、30 年 8 月 9 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の未統合の記録から、昭和 22 年 5 月は 360 円、22 年 6 月から 23 年 7 月までは 500 円、23 年 8 月から同年 12 月までは 2,100 円、24 年 1 月から同年 4 月までは 3,300 円、24 年 5 月から 26 年 7 月までは 4,000 円、26 年 8 月及び同年 9 月は 4,500 円、26 年 10 月から 27 年 4 月までは 6,000 円、27 年 5 月から 29 年 4 月までは 8,000 円、29 年 5 月から 30 年 7 月までは 9,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、E社）B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年4月25日に、資格喪失日に係る記録を46年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を45年4月から同年9月までは4万8,000円、45年10月から46年2月までは6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月25日から46年3月21日まで

私は、昭和43年4月にA社に入社し、平成16年7月まで同社に継続して勤務していた。被保険者記録によると同社B工場に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が欠落しているが、この期間について、給与明細書等を保管している。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社から提出された人事記録、健康保険組合加入記録、厚生年金基金加入員台帳、雇用保険加入記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年4月25日に同社C工場から同社B工場、46年3月21日に同社B工場からD社本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から昭和45年4月から同年9月までは4万8,000円、45年10月から46年2月までは6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、仮に、事業主

から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 4 月から 46 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が32年11月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、33年12月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間についてA社に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年11月から33年5月までは3万円、33年6月から同年11月までは3万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月1日から33年12月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間は昭和33年12月1日から45年2月1日の期間となっているが、実際は32年11月ごろから同社に勤務していた。
給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の者が、昭和32年11月1日に船員保険被保険者資格を取得し、33年12月1日に資格を喪失している旨の記載が確認できる。

また、A社の同僚3名は、申立人は昭和32年12月ごろには、同社B部に勤務していたと供述しており、その中で、同社B部に所属し、かつ当該期間において船員保険の被保険者となっている1名は、申立人も当時自身と同じ船員籍であったと証言している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和32年11月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、33年12月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対

し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年12月の社会保険事務所の記録から、32年11月から33年5月までは3万円、33年6月から同年11月までは3万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年12月1日から21年3月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を20年12月1日に訂正し、標準報酬月額を200円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和21年6月1日から22年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日を21年6月1日に訂正し、標準報酬月額を240円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月1日から21年3月15日まで
② 昭和21年6月1日から22年11月1日まで

A社に勤務していた昭和20年12月1日から21年3月15日までの期間及び21年6月1日から22年11月1日までの期間における厚生年金保険の記録が無いが、同社C工場勤務を終え、20年10月に帰国し、同年12月1日から復職し、その後58年6月末まで継続勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社における昭和20年12月1日付けの辞令には「復職ヲ命ス D勤務ヲ命ス」と書かれていることから、申立人が当該期間に、同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の担当者は「在籍していれば厚生年金保険に加入しているは

ずである。」と証言していることから、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、当時の同僚等の記録から、200円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人の保管する2通の辞令及び給与通知から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和21年6月1日に、同社本社から同社B工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額は、申立人が保持していた給与通知から240円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成4年8月から5年9月までは50万円、5年10月から6年2月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から6年3月1日まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年8月から5年9月までは50万円、5年10月から6年2月までは53万円と記録されていた。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年11月30日の後の同年12月7日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が8万円に訂正されている上、申立人を含む11名の標準報酬月額の記録もさかのぼって訂正処理されているが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年8月から5年9月までは50万円、5年10月から6年2月までは53万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち昭和47年7月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、47年7月及び同年8月は4万5,000円、47年9月は4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から48年3月31日まで
給料明細書では、昭和47年4月から昇給があったので、同年7月から標準報酬月額等級の改定がなされると思うが、昇給した給与額に見合う標準報酬月額になっていないので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料明細書記載の報酬月額又は保険料控除額から、昭和47年7月及び同年8月は4万5,000円、47年9月は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち昭和47年7月から同年9月までの期間に係る事業主による保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行ったかは不明としており、このほかに確認で

きる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和47年10月1日から48年3月31日までの期間については、申立人が所持する給料明細書から、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額と同額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和47年10月1日から48年3月31日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社（現在は、B社）本店における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日(昭和20年4月6日)及び資格取得日(昭和20年9月1日)に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年4月6日から同年9月1日まで
昭和17年7月に、A社に入社し、20年4月に疎開のため、同じ会社で勤務していた姉と一緒に同社C支店に転勤し、21年9月まで勤務した。姉の厚生年金保険の記録はあるのに、私の同社C支店に勤務した申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められるが、オンライン記録によると、申立人は、「昭和19年10月1日資格取得、20年4月6日資格喪失」、「20年9月1日資格取得、21年9月21日資格喪失」、「21年9月23日資格取得、27年12月1日資格喪失」となっており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社本店に係る被保険者名簿は4冊確認できるが、それぞれ、「昭和19年6月1日資格取得、20年4月6日資格喪失」、「19年6月1日資格取得、資格喪失日記載無し」、「19年6月1日資格取得、27年12月1日資格喪失」、「21年9月23日資格取得、資格喪失日記載無し」と記載されており、異なった記録となっている。

また、申立人に係る被保険者台帳（旧台帳）によると「19年6月1日資格取得、20年4月6日資格喪失（転勤）、同年9月1日資格取得、21年1月資格取得、21年4月資格取得、同年9月21日資格喪失」となっている。

おり、喪失日の記載が無いなど、記載内容に不備が見受けられる。

さらに、オンライン記録には、前述の記録とは別に、基礎年金番号に未統合の申立人に係る記録と思われる、「昭和 19 年 10 月 1 日資格取得、21 年 9 月 21 日資格喪失」となっている被保険者記録が存在する。

これらのことから、申立人に係る年金記録の管理が適切であったとは認め難い。

また、申立人が、A社本店で一緒に勤務し、C支店と一緒に転勤したとする申立人の姉の厚生年金保険加入記録は、オンライン記録によると、「昭和 19 年 10 月 1 日資格取得、23 年 4 月 29 日資格喪失」となっている記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社本店における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日(昭和 20 年 4 月 6 日)及び資格取得日(昭和 20 年 9 月 1 日)に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の昭和 20 年 9 月の記録から、40 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和38年3月29日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、39年12月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年3月から39年9月までは2万6,000円、39年10月及び同年11月は3万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月29日から39年12月20日まで
私は、昭和38年3月からA社に勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、同社における加入記録が無い旨の回答をもらった。同僚の名前も覚えており、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社B営業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人と生年月日同一かつ同姓で、名が1文字相違する者が、昭和38年3月29日に資格を取得し、39年12月20日に資格を喪失していることが確認できる。

また、聴取した同僚は、「職場に申立人と同姓の社員はいなかった。」と証言している。

さらに、申立人が記憶している複数の同僚も、A社B営業所において厚生年金保険の被保険者となっている。

これらを総合的に判断すると、上記の同姓の者の被保険者記録は申立人の記録であり、申立人が昭和38年3月29日に厚生年金保険被保険者の

資格を取得した旨の届出及び 39 年 12 月 20 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 38 年 3 月から 39 年 9 月までは 2 万 6,000 円、39 年 10 月及び同年 11 月は 3 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年3月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月19日から同年4月1日まで

私は、昭和35年4月1日から平成3年8月31日に定年退職するまで、A社に勤務したにもかかわらず、昭和41年3月19日付けで同社B支店から同社C支店に転勤した際の1か月が被保険者期間となっていない。同社から退職するまでの期間の在職証明書を発行してもらっており、申立期間も継続して勤務していたことを認めているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所提供の職員原簿及び申立人から提出のあった辞令の写しから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和41年3月19日に同社B支店から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年4月のA社C支店における社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年9月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年10月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年9月から40年9月までは2万4,000円、40年10月から41年9月までは2万6,000円、41年10月から42年7月までは2万8,000円、42年8月から43年7月までは3万3,000円、43年8月から44年7月までは3万9,000円、44年8月から45年9月までは4万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年9月14日から45年10月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

私は、昭和39年9月にB町にあったC事務所から、すぐ隣のA事務所に移り勤務していたのに、当該期間の厚生年金保険加入記録だけが欠落しているのは納得いかないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で、生年月日が同じ者が、昭和39年9月14日に資格を取得し、45年10月1日に資格を喪失していることが確認できる。

また、D防衛局の保管する申立人に係るE労務者登録票の職歴欄の職歴及び勤務記録から、当該記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和39年9月14日に被保険者資格を取得し、45年10月1日に資格を喪失した旨の

届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票から、昭和 39 年 9 月から 40 年 9 月までは 2 万 4,000 円、40 年 10 月から 41 年 9 月までは 2 万 6,000 円、41 年 10 月から 42 年 7 月までは 2 万 8,000 円、42 年 8 月から 43 年 7 月までは 3 万 3,000 円、43 年 8 月から 44 年 7 月までは 3 万 9,000 円、44 年 8 月から 45 年 9 月までは 4 万 5,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月23日から同年12月16日まで

私は、A社に昭和45年2月6日から48年12月15日まで勤務したが、資格喪失日が48年11月23日となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の退職者一覧台帳から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「退職者一覧台帳に記載されている勤務期間については、厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年10月の社会保険事務所（当時）の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る事業主による保険料の納付義務の履行については、事業主は申立人に係る被保険者資格の喪失届に記載されている資格喪失日が誤っていることを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年11月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の資格喪失日に係る記録を昭和60年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月31日から同年11月1日まで
厚生年金保険加入記録を確認したところ、A社の資格喪失日が、昭和60年10月31日になっていたが、同年10月も、それまでと同条件で勤務していたので、資格喪失日は、60年11月1日になるはずである。加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述により、申立人が昭和60年10月31日までA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の所持しているA社における昭和60年10月の給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる上、事業主は、「当社では、申立人の職種である者については、年俸制を採用していることから、給与は、当月分払いであり、保険料は当月控除している。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の保管する申立期間に係る給与明細書の保険料控除額から41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったと回答している上、事業主が

申立人の資格喪失日を昭和 60 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 43 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで
昭和 43 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 21 日まで、A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録では、44 年 4 月 1 日資格取得になっているので確認して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が、申立人は A 社に昭和 43 年 3 月ごろから勤務していたと述べていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

一方、A 社に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格取得年月日は昭和 44 年 4 月 1 日と記載されている。

しかし、当該被保険者原票には、申立人について、昭和 43 年 10 月の定時決定の記載が確認できる。

また、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書(年月日訂正)を保管しており、それによると申立人の資格取得年月日を「昭和 43 年 5 月 1 日から同年 4 月 1 日」に訂正して社会保険事務所に届け出ていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 43 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票により 2 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から3年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から3年12月まで

私は、独り暮らしをしていた平成4年1月から2月までの間に、国民年金保険料に未納がある旨の通知と納付書のようなものが送られてきた。そこで、区役所で加入手続を行うと共に、母親から国民年金保険料を納付するように強く言われたことや、結婚を控えていたこともあったことから、さかのぼれる限度いっぱい金額を一括納付し、その額は18万円くらいだったと思うが、1か月から2か月程度の国民年金保険料を納付することができなかった記憶がある。年金手帳については、現在所持しているもの以外に交付を受けた憶えはない。

保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の一部が未加入とされていることに納得がいかない。また、厚生年金保険加入時に重複して納付した保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年1月から2月までの間に、区役所で国民年金の加入手続を行い、さかのぼることが可能な過去の国民年金保険料18万円を一括納付したと主張しているが、申立期間のうち2年5月から3年3月までの期間については、申立人は学生であり、学生が強制加入とされたのは同年4月からであるから、国民年金への加入は任意とされていた申立人が、さかのぼって任意加入することは制度上できず、申立内容は不自然である。

また、申立人は、平成4年に区役所で国民年金の加入手続をした際には、年金手帳は交付されず、結婚に伴い5年10月に転居した市で初めて年金手帳が交付されたものであると述べているが、その年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は転居後の市において6年1月に払い出され、被保険

者資格の取得日が5年12月21日とされていることが確認できる上、申立期間当時居住していた区において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立期間のうち3年4月から同年11月の間についても、未加入であったものと考えられる。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 3 月ごろ、私の夫と一緒に市役所へ行き、婚姻届を提出した後、国民年金の加入手続も行った。その際、窓口の職員から、過去に未納となっている期間があることを聞き、その後、銀行で国民年金保険料をさかのぼって納付した。また、結婚後の期間についても、必ず期日までに保険料を納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 3 月ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 52 年 2 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのは 1 回のみであると述べている上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住していることを踏まえると、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 58 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期は定かでないが、昭和 47 年 9 月に現在居住する市に転入後、すぐに国民年金保険料の納付を開始した。

申立期間の国民年金保険料については、納付書により近くの金融機関で納付していた。金額ははっきりと憶えていないが、9,000 円前後を毎月納めていたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 9 月に現在居住する市に転入後、すぐに国民年金保険料の納付を開始したと主張しているが、加入手続については記憶が定かでないとしており、国民年金の被保険者となった時期も特定できないなど、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として、月額 9,000 円程度を納付していたと主張しているが、この金額は申立期間について実際に納付した場合の国民年金保険料額と大きく相違しており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から昭和 58 年 9 月と推認でき、この時点で申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 59 年 3 月までの期間、63 年 12 月、平成元年 5 月、8 年 2 月から同年 6 月までの期間、9 年 5 月、15 年 9 月、16 年 5 月及び 17 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 8 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 63 年 12 月
③ 平成元年 5 月
④ 平成 8 年 2 月から同年 6 月まで
⑤ 平成 9 年 5 月
⑥ 平成 15 年 9 月
⑦ 平成 16 年 5 月
⑧ 平成 17 年 4 月

私は、親に勧められて国民年金に加入したが、私の国民年金の加入手続をいつ、どこで、誰が行ったかは全く憶えていない。

申立期間の国民年金保険料の納付は国民の義務であるので、怠ったことはない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をいつ、どこで、誰が行ったかについての記憶がなく、申立期間の国民年金保険料の納付は怠ったことはないと主張するのみで、申立期間当時の保険料の納付場所、納付方法等について、申立人から具体的な回答を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①は、申立人が 20 歳に到達する前の期間であることから、国民年金に加入することはできず、国民年金保険料を納付することはできな

い期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年3月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間②及び③は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間④から⑧までについては、オンライン記録によれば、この期間における国民年金被保険者資格の確認は、平成20年11月にさかのぼって行われており、同期間については、申立期間当時、未加入期間とされていたことが推認できる。

加えて、申立期間は8回に及んでいる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 9 月まで

私は、父親の勤務していた会社の社宅に家族と住み短大に通学していたところ、父親が他県に自宅を新築することになった。昭和 57 年 3 月の短大卒業後も、家庭の事情などにより親と別居し社宅に残ることになった。実際に実家に戻ったのは 59 年 7 月ごろであったが、57 年 7 月には住民票を实家に移していた。

実家と社宅を往復していた母親が、所用のため社宅があった市内の銀行に出向いたところ、行員から短大卒業以降における私の国民年金保険料の未納を指摘されたことから、同行において国民年金に加入した。さかのぼって約 2 年分の国民年金保険料約 20 万円をまとめて同行で納付したことも、結婚直前に母親から年金手帳を渡された際に聞かされた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとするその母親は、その具体的時期についての記憶はないが、申立人が住んでいた社宅が所在した市内の銀行で加入手続を行い、その際に行員から短大卒業後の約 2 年間分の保険料の未納を指摘されたと主張しているが、その時期は、申立内容から昭和 59 年に入ってからとなり、すでに 57 年 7 月に実家が所在する市に住民票を移していた申立人について、社宅が所在する市において加入手続ができたとは考えにくいことに加えて、銀行で国民年金の加入手続を行うこと及び銀行員が国民年金保険料の未納を指摘することは不可能であったと考えられることから、申立内容は不自然である。

また、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに母親から年金手帳を

受け取った記憶はないとしており、母親も同様に述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 12 月ごろに実家が所在する市で払い出されていることが確認でき、申立人の記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、加入手続日は同年 11 月ごろと推認できる。この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である上、実家所在市及び社宅が所在する市のいずれにおいても、別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、さかのぼることのできる昭和 59 年 10 月からの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、61 年 11 月の加入時点において納付可能な国民年金保険料を試算すると、申立人の母親が納付したとする約 20 万円におおむね近い額となることから、この分の過年度納付と考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から51年3月まで

私の国民年金の加入手続は、いつ、どこで行ったか分からないが、父親が行ったはずである。

申立期間の国民年金保険料は、結婚前は父親が納付していたと両親から聞いたことがある。結婚後は妻が、私と妻の二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、結婚前はその父親が申立人の国民年金保険料を納付し、結婚後は申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の父親及び妻が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行い結婚前の保険料を納付していたとする申立人の父親及び結婚後の保険料を納付したとする申立人の妻も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明確であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和52年2月ごろと推認され、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない上、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の妻も、

申立人同様、申立期間は未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3291

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から50年5月まで

私は、昭和50年5月ごろ、市役所に勤める友人に国民年金に関する話を聞いたことをきっかけとして、市役所の国民年金の窓口に行き、職員から国民年金保険料を納付すれば年金の記録がつながる旨の話を聞いたため、国民年金の加入手続を行った。その際に、市役所の窓口で、申立期間の保険料として、20万円を超える金額をさかのぼり一括して納付した。私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和50年5月ごろ、申立期間の国民年金保険料を、さかのぼり一括して納付したと主張しているところ、申立期間の保険料を一括して納付するには、特例納付によるほかないが、申立期間は任意加入期間である上、申立人の国民年金手帳及び特殊台帳によると、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、一括して納付した国民年金保険料は20万円を超える金額であったと述べているが、仮に、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期に実施されていた第2回特例納付などにより、申立期間の保険料を納付したとしても、申立人が納付したとする保険料額は、実際に必要となる金額とは大きく相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から同年8月までの期間及び39年8月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から同年8月まで
② 昭和39年8月から50年3月まで

私は、昭和39年8月に転居し、市役所で国民年金の加入手続を行い、後日、申立期間①の保険料を市役所でさかのぼってまとめて納付した。

申立期間②の国民年金保険料については、その都度、市役所で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年8月に、市役所で国民年金の加入手続を行い、後日、申立期間①の国民年金保険料を市役所でさかのぼってまとめて納付し、申立期間②の保険料は、その都度、市役所で納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間①及び②当時の国民年金の加入手続や保険料の納付方法などについての記憶が不明確であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金に加入した後に受領した年金手帳は1冊だけであると述べているところ、当該手帳は、昭和49年以降に発行されている手帳であることが確認できることに加え、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、50年8月ごろであると推認され、その時点では、申立期間①及び②は過年度納付等によらなければ国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3293

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続の時期や、最初の国民年金手帳をいつ受け取ったか憶えていないが、その手帳に記載されている氏名、生年月日及び資格取得日が間違っており、行政の記録管理のずさんさに憤りを感じている。

私は、自宅に何か通知が来て、一括して未納分の国民年金保険料を納付することができることを知り、昭和 44 年 8 月ごろ、区役所の出張所で、未納期間が残らないように夫婦二人分の保険料をさかのぼり一括して納付した。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 8 月ごろ、申立期間の国民年金保険料をさかのぼり一括して納付したと主張しているが、その時期は、特例納付が実施されていない上、その時点において、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の前妻の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、その前妻の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 7 月ごろに払い出されており、申立人が申立期間の保険料を一括して納付したとする時期には、国民年金に加入していなかったことが推認できる上、申立期間の保険料も未納とされている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3294

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 42 年 3 月まで

私は、退職した会社から国民年金に加入するよう勧められ、昭和 38 年 5 月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、私の妻が、自宅に来ていた集金人に、妻の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。私は、申立期間について、一緒に納付してくれていた妻の保険料が納付済みとされている一方、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする妻も、既に他界しており、申立期間当時の保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人は、昭和 38 年 5 月ごろに国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、47 年 9 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3295

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 2 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 2 年 4 月まで

私は、平成 4 年 5 月に区役所で国民年金の加入手続を行った。後日、未納であった申立期間の国民年金保険料をまとめて納付するよう納付書が送付されてきた。保険料が高額だったので、区役所へ相談に行き、分割して納付できるよう納付書を作成し直してもらった。その納付書により、申立期間の保険料を金融機関で同年 6 月から毎月納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料が高額であったため、分割して納付できるように納付書を作成し直してもらい、その後、その納付書により毎月金融機関で申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料の総額やいつまで納付していたかについての記憶が不明であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、平成 4 年 5 月に国民年金の加入手続を行い、同年 6 月から申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは同年 5 月であると推認されるが、申立人が保険料の納付を始めたとする同年 6 月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 49 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 49 年 1 月まで

私は、昭和 39 年 2 月に転職した際に、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入当初から毎月市役所へ行き、納付書で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 2 月に転職した際に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、加入当初から毎月市役所で納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法、納付金額等の記憶が不明確であることから保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 12 月に払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金の資格取得日は同年 11 月 1 日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 36 年に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、妻が私の分と一緒に納付していたはずである。当時の国民年金手帳の昭和 37 年度及び 38 年度のページには、39 年 8 月に押印された割印があることから、申立期間の国民年金保険料はこの時にさかのぼってまとめて納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が納付したと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は既に亡くなっていることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金手帳の昭和 37 年度及び 38 年度の国民年金印紙検認記録に検認印がないものの、そのページの中央部分に割印が押印されていることから、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、保険料が納付済みとされている申立期間の前後の期間は検認印が押されている上、申立人が居住していた市では、当時、保険料を納付していない場合でも割印の上、国民年金印紙検認台紙を切り離していたことが確認できることから、割印があることのみをもって、申立期間の保険料が納付されていたことを推認することはできない。

さらに、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているが、その妻についても、申立期間の保険料を納付した形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和35年10月から36年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月から36年3月まで

私と妻の国民年金の加入手続は、自治会の区長に勧められ、妻が行った。国民年金保険料は、妻が自治会の区長に、私と妻の二人分を一緒に納付し、その際に領収書を受け取ったはずである。申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、自治会の区長に、申立人及びその妻の二人分の国民年金保険料を一緒に納付し、その際に領収書を受け取ったはずであると主張しているところ、保険料の徴収が開始されたのは、昭和36年4月からであり、申立期間は国民年金制度発足前の期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の妻が、申立人及びその妻の国民年金保険料を納付したとする自治会の区長は、既に亡くなっており、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である上、申立人が居住する市で自治会による保険料の集金が開始されたのは、国民年金制度発足後の昭和36年6月ごろからであることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年10月まで

私は、国民年金制度発足時に夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、60歳に到達するまで納め忘れがないように口座振替で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、口座振替で納付していたと主張しているが、申立人が保険料を納付していたとする申立人の夫の口座記録では、申立期間当時、口座振替により保険料が納付されていた記録は見当たらない。

また、申立人は、申立期間直前の平成4年3月時点で既に老齢基礎年金の満額受給が得られる納付月数を満たしており、申立人が居住していた市では、当時、このような加入可能年数に到達した者に対しては口座振替を行っておらず、60歳到達時までの国民年金保険料の納付書を発行していたことが確認できるが、申立人は、納付書で保険料を納付した記憶がないと述べている上、申立期間当時の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 42 年 8 月ごろ、勤務先の職場を退職し実家に戻った時、母親から、国民年金に加入するよう勧められたので、母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後の 3 か月間の国民年金保険料は、母親が自宅に来ていた集金人に納付していた。その後、結婚した同年 11 月からは、お金の管理をしていた義母が、自宅に来ていた集金人に保険料を納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、昭和 42 年 8 月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、その母親及び義母が、集金人に申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、その母親及び義母も既に他界しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における被保険者資格取得時期からみて、申立人は、昭和 46 年 12 月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立人が述べる加入手続時期と合致しない上、その時点において、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3301

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から54年6月まで

私が昭和52年12月ごろに会社を退職した時、私の母親は、「国民年金は、将来のために必要だから納めなければならない。」と言って、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。その当時、私は、収入が無かったので、母親が私の代わりに国民年金保険料を納付してくれていた。私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、昭和52年12月ごろに国民年金の加入手続きを行い、その後、保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、加入手続き等に直接関与しておらず、その母親からも証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明確である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年4月ごろに払い出されている上、申立人が所持する国民年金手帳でも、国民年金の被保険者資格取得時期が61年10月となっていることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出期間を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 26 日から 38 年 1 月 21 日まで
私は、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の脱退手当金を受領したことになっているが、A社を辞めてから一度も同社に行っていないし、脱退手当金の手続をしていない。私は脱退手当金をもらっていないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人と同時期にA社を退職した同僚は「自分で請求手続きを行い、脱退手当金を受け取るように会社から脱退手当金の説明を受け、書類をもらった。」と供述している。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年1月から7年2月までの期間及び8年3月から10年9月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年3月から8年2月までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から10年10月30日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が著しく低くなっている。当時の報酬は、途中で60万円から70万円ぐらいに下げたものの、当初は100万円ぐらいの報酬を得ていたので、報酬額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年1月から7年2月までの期間については、申立人の保管する確定申告書の写しから、当時、申立人の主張する標準報酬月額（6年1月から同年10月までは53万円、同年11月から7年2月までは59万円）に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

また、オンライン記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、平成7年3月15日付けでさかのぼって20万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本から、申立人がA社の代表取締役であったことが確認できる上、上記訂正後の平成7年3月から8年2月までの期間は、減額されたオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが、申立人の保管する確定申告書の写しから推

認できることから、申立人は7年3月から8年2月までの期間に係る標準報酬月額がそれ以前の標準報酬月額と比較して減額となっていることに同意していたものと考えられ、一体の処理としてなされた6年1月から7年2月までの期間に係る標準報酬月額の訂正についても申立人が同意していたと考えるが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成7年3月から8年2月までの期間については、申立人の保管する確定申告書の写しから、申立人の給与から控除されている当該期間の厚生年金保険料は、上述のとおり、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料であることが推認できることから、申立人は当該期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間のうち、平成8年3月から10年9月までの期間については、オンライン記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（10年10月30日）の後の11年4月14日付けで、さかのぼって9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが申立人の回答及び商業登記簿謄本から確認できる。

また、申立人は、「厚生年金保険料の滞納はあったが、さかのぼって標準報酬月額が訂正されることは全く知らなかった。」としている一方、申立人は、「当時、社会保険事務所の職員から、滞納保険料をなくすと、さかのぼって厚生年金保険を受給できると勧められ、60歳にさかのぼって受給することにした。」と供述している。

さらに、申立人は、標準報酬月額が減額訂正される前は、在職老齢年金制度により65歳前に支給される老齢厚生年金は全額支給停止となっていたところ、標準報酬月額をさかのぼって減額したため、60歳到達時からの老齢厚生年金を受給したことが確認でき、これらのことから、申立人は、当該訂正処理に同意したともものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から 39 年 5 月まで
② 昭和 41 年 2 月から同年 8 月まで
③ 昭和 41 年 8 月から 43 年 8 月まで

私が A 社、B 社及び C 社に勤務していた時の厚生年金保険の記録が無いが、これらの事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が名前を挙げた同僚が A 社に係る事業所別被保険者名簿において確認できたことから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、A 社では社会保険には加入していなかったと述べている。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、事業主から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間②について、B 社の元同僚は、申立人が昭和 41 年ごろに勤務していたと証言していることから、申立人が同社に再入社して勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社に係る事業所別被保険者名簿において、再入社する前の申立人に係る記録は確認できるが、当該期間において申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は無い上、事業主から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の B 社における雇用保険の記録は無い。

申立期間③について、申立人は、申立期間当時、C社に勤務していたと主張している。

しかし、申立人は、C社の社員は、社長と申立人のみであったと述べており、社長の連絡先は不明であるため、勤務実態を確認することはできない。

また、オンライン記録では、C社は、昭和40年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は適用事業所であったとする記録は無い。

さらに、事業主から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 1 日から 58 年 5 月 31 日まで

私は友人の紹介でA社に入社し、昭和 57 年 5 月から 58 年 5 月末まで
図面作成の仕事をしていましたが、オンライン記録では厚生年金保険の加入
記録が無い。調査の上、申立期間について被保険者であったことを認め
てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前に一度、A社においてアルバイトとして勤務し、
その後、昭和 57 年 5 月から 58 年 5 月まで正社員として勤務したと申し立
てているところ、申立人の同窓生で元同僚の証言及び申立人の当時の勤務
実態に関する具体的な供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認
できる。

しかし、申立期間当時にA社に勤務し、連絡先が確認できた元従業員
10 名のうち回答のあった 8 名は、申立人を記憶しておらず、申立人を記
憶しているとする 2 名も記憶が曖昧であることから、申立人の同社におけ
る勤務期間を特定できない。

また、上記の元従業員 8 名のうち雇用保険被保険者加入記録の照会につ
いて同意を得ることができた 5 名は、厚生年金保険被保険者資格の取得日
と雇用保険被保険者資格の取得日がおおむね一致していることが確認でき
ることから、A社においては、厚生年金保険と雇用保険を一体的に取り扱
っていたものと推認できるところ、申立人は、申立期間において雇用保険
の被保険者記録が無い。

さらに、A社は現存しておらず、同社の元事業主に申立人の申立期間に
係る勤務実態や厚生年金保険料の控除について照会したが、回答が得られ

ない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は見られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 30 日から 61 年 10 月 1 日まで
私は、A社に昭和 60 年 5 月 1 日から 61 年 9 月 30 日に退職するまで包装機の設計、製作の仕事をして勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では 60 年 5 月 21 日資格取得、同年 6 月 30 日資格喪失となっており、その後の加入記録が無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した在籍証明から、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、雇用保険における申立人の離職日は、オンライン記録における厚生年金保険の資格喪失日の前日となっている。

また、申立人の申立期間にA社に勤務していた同僚4名に照会したところ、そのうち2名が、「申立人は毎日出勤していなかったと思う。」、他の1名が「申立人は顧問だったと思う。」と述べている。

さらに、申立人は、昭和 60 年 6 月 27 日に国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主に照会したが、回答が得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 21 日から 40 年 4 月 1 日まで
A社に勤務をしていた昭和 35 年 5 月 21 日から 40 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が抜けている。調査の上、被保険者期間として認めていただきたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、「申立人は、昭和 35 年 5 月から約 2 年間は、A社の請負労働者として勤務していた。」と同僚が証言している。

また、その後の申立期間については、A社の従業員は、請負契約が終了した申立人に対して、B建設現場で勤務することを勧めたとしているが、同建設現場は、「複数の事業所が下請け、孫請け、請負等の関係により建設事業に携わっており、一つの現場においても複数の事業所及び多様な雇用関係をもった労働者がいた。」との同僚の証言がある。

さらに、別の同僚は「昭和 37 年 3 月以降に入社した社員は一人もいない。」と述べているところ、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、37 年 2 月 1 日の被保険者資格取得者を最後に、同社が適用事業所でなくなった 40 年 2 月 1 日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した者は確認できない。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 20 日から 39 年 2 月 22 日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間は、脱退手当金を受給しているとの回答だった。

私は、厚生年金保険を脱退できることすら知らなかったので、脱退手当金の請求手続を行ったことも無いし、受け取った記憶も無い。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 39 年 6 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間で別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 6 月 22 日まで
私は、A病院に昭和 43 年 10 月 1 日から 46 年 6 月 21 日まで勤務した。
厚生年金保険被保険者記録では、昭和 46 年 4 月 1 日資格喪失となっているが、私は同年 6 月 21 日に退職したので調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 共済事業団から提出された資料及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、A病院に勤務していたことが認められる。

しかし、A病院は、昭和 46 年 4 月 1 日からB 共済事業団の管掌する私学共済年金に加入していることが、同共済事業団の記録により確認できる。

また、B 共済事業団の記録により、申立人が、昭和 46 年 4 月 1 日から同共済事業団の加入者となり、同年 7 月 1 日に資格を喪失したことが確認できる。

これらの事実から、申立人は申立期間においてはB 共済事業団の加入者であり、厚生年金保険の被保険者ではなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月16日から平成2年4月1日まで
夫は、昭和63年11月に入社し、約11年間A社で勤務していた。事業所が発行した社会保険加入証明書に、勤務開始日は63年11月16日である旨の記載があるとおり、入社してすぐに健康保険に加入しているので、厚生年金保険に加入していないとは考えられない。

このため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた、A社が発行した社会保険加入証明書(平成2年4月9日付け)に、勤務開始日は昭和63年11月16日からである旨の記載があることから、申立人が申立期間を含め継続して同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社から提出された申立人に係る平成元年1月分、同年11月分、同年12月分、2年3月分及び同年4月分の給与台帳から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に記載されている申立人の資格取得年月日は、平成2年4月1日となっており、オンライン記録の資格取得年月日と一致していることが確認できる。

さらに、A社の社会保険担当者は、申立人が所持する事業所発行の社会保険加入証明書について、「現在でも、当該証明書に類似する証明書を従

業員に発行することがあるが、これは健康保険の資格取得後、健康保険被保険者証が届くまでの期間に、医療機関での診療等を希望する者に発行する健康保険へ加入したことを証明するものであり、入社した日から健康保険及び厚生年金保険に加入したことを証明するものではない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月から 28 年 8 月まで

公共職業安定所の紹介で夜学に通える A 社に務めた。同社は倉庫の 2 階にあったが、途中から B ビルの 3 階に移った。昭和 28 年初夏ごろ体調が悪く一週間ほど入院した際に、健康保険を使ったのを覚えている。同年 8 月の給料も未払いのまま倒産した。厚生年金保険被保険者証を返却してもらったかどうかは覚えていない。申立期間の厚生年金記録が欠落しているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する A 社の所在地と申立人が同社を退職後に勤務した C 社の同僚が記憶する A 社の所在地が一致することから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A 社は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、同社の業界団体である D 会に照会したところ、「現存している資料に A 社は見当たらない。」としており、商業登記簿謄本からも同社の記録は確認できない。

また、A 社の代表者の年金記録をみても、申立人の申立期間に対応した加入記録は確認できない。

さらに、申立人は A 社の同僚について、その姓しか記憶していないことから、連絡先が判明せず、照会することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を保有していない。

このほか、申立期間について、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月1日から40年4月11日まで
ねんきん特別便を見ると、A社に勤務していた期間が脱退手当金支給済みの記録になっていた。

自分たち夫婦で個人事業所を経営するまで、継続して同一事業所に勤務していたと思っていたので、社会保険庁(当時)の記録を見てびっくりした。

私自身脱退手当金の手続は行っていないし、受け取った記憶も無いので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和40年5月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性5名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年4月11日に資格喪失している者は3名おり、そのうち脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人のほかに1名いるが、その1名は申立人と同一日に脱退手当金が支給決定されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月ごろから 36 年 7 月ごろまで
A社に再入社した申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているが、当該期間は同社に勤務していたので、申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間においてA社で勤務していたと述べている。

しかし、申立人がA社の後に勤務したB社の保管する申立人に係る同社入社前の履歴書には、申立人が昭和 35 年 10 月ごろにA社に再入社したとする記載は無い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険の資格取得日と資格喪失日は同日（昭和 36 年 4 月 1 日）と記録されており、資格取得自体が取り消されたものと考えられる。

さらに、A社は、「当時の関連資料を保存しておらず、届出の経緯は不明であるが、資格喪失届を提出している以上、給与から保険料を控除していたとは考え難い。」旨の回答をしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 16 日から 58 年 9 月 16 日まで
A社に勤務していた昭和 57 年 11 月 7 日から 58 年 12 月 16 日までの期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 11 月 7 日から 58 年 12 月 16 日までの期間、A社に継続して勤務していたとしているが、オンライン記録では、申立人の同社における厚生年金保険被保険者期間は 57 年 11 月 7 日から同年 11 月 16 日までの期間及び 58 年 9 月 16 日から同年 12 月 16 日までの期間となっており、申立人の同社における雇用保険の被保険者記録と一致している。

また、A社に勤務していた同僚は、申立人が勤務していたことは記憶しているが、申立人の勤務期間は覚えていないとしている。

さらに、A社が提出した厚生年金台帳に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者期間は、オンライン記録と一致する。

加えて、申立人の夫が勤務していた事業所に照会したところ、申立人は、申立期間において、夫の健康保険の被扶養者となっていると回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 1 日から 50 年 3 月ごろまで
② 昭和 50 年 4 月 1 日から 53 年 3 月ごろまで

私は、昭和 47 年 4 月ごろに A 社 B 営業所に入社し、倒産するまで約 3 年間勤務していた。その後、50 年 4 月ごろ、C 社に入社し、約 3 年間はガスの配管工事の仕事をしていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社における申立人の同僚の証言から判断すると、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚の一人は、「この事業所で働く者は、従業員のほかに、親方について働くアルバイトもいた。」と証言している上、事業主は、「従業員であれば覚えているが、申立人については記憶が無い。」と証言している。

また、オンライン記録では、A 社は、昭和 47 年 9 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

さらに、A 社の当時の事業主は、昭和 47 年 7 月 31 日に実質的に倒産したと述べているところ、被保険者名簿から、当該事業所のすべての被保険者が、同年 7 月 31 日付けで資格を喪失していることが確認できる。

一方、申立期間②について、オンライン記録では、C 社は、厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認でき、事業主も、「当社は厚生年金保険の適用事業所になっていない。」と供述している。

また、申立人は、C 社の同僚の姓のみしか記憶しておらず、同僚を特定できないことから、申立人の勤務実態及び社会保険料控除について証言

を得ることができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を保管していない。

このほか、申立人の勤務実態及び社会保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 1 日から 31 年 3 月 1 日まで

「ねんきん特別便」の記録では、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているが、A社会保険事務所（当時）は、昭和 44 年 4 月 1 日付けで、「申立期間についてB事業所の厚生年金保険被保険者期間である。」として回答している。社会保険事務所に調査を申し出たが、申立期間は健康保険のみの加入との回答だった。公的な回答があるにもかかわらず記録が訂正されないのは納得できない。A社会保険事務所の回答が法的な証拠と思うので厳正かつ公正な判断をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所に係る健康保険被保険者名簿から、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該被保険者名簿から、B事業所は健康保険の任意包括適用事業所であり、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記の被保険者名簿によると、被保険者は、申立人を含め2名であり、申立人も当時の従業員数について同様の供述をしていることから、B事業所は当時の厚生年金保険法における厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがえる。

さらに、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

なお、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった旨が記載されたA社会保険事務所の昭和 44 年 4 月 1 日付回答書を根拠の一つに記録の訂正を求めているが、当該回答書について、A社会保険事務所

は「回答した経緯は不明である。」としているものの、B事業所に係る健康保険被保険者名簿に記載されている健康保険の被保険者期間を誤って厚生年金保険の被保険者期間として回答したと考えるのが自然であり、当該回答書をもって申立人を厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から22年11月1日まで
② 昭和24年7月1日から同年9月1日まで
③ 昭和28年4月1日から31年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社B支店における入社時及び退職時の厚生年金保険の記録が欠落している。またC社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録についても欠落しているので、当該期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が記憶するA社B支店の元同僚4名及び同社同支店において厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先の判明した者に対して、同社同支店における申立人の申立期間①及び②当時の勤務実態について照会したが、申立人の当該期間における在籍を記憶する者が存在せず、当該期間の勤務実態を確認することができない。

また、申立期間①について、申立人が名前を挙げ、申立人と同日に被保険者資格を取得した元同僚は、被保険者資格取得日の約1年前にA社B支店に入社したと証言している。

さらに、申立人は、A社B支店に入社した当時、50名程度の従業員がいたと述べているところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和21年6月1日に被保険者資格を取得した者は25名であることが、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

加えて、申立人と同日にA社B支店において被保険者資格を取得した者は80名であり、これらのことから、同社同支店では、厚生年金保険の被保険者でなかった従業員を、昭和22年11月1日付けでまとめて資格取

得させたことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は、整理解雇のため、A社B支店を退職したと述べているところ、申立人と同日に被保険者資格を喪失した者は、整理解雇による退職であったとしており、同社同支店に係る厚生年金保険被保険者名簿においても、同日に被保険者資格を喪失した者が多数存在することが確認できる。

また、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においても、申立人の被保険者資格取得日は昭和22年11月1日、資格喪失日は24年7月1日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社に照会したものの、当時の厚生年金保険の手続については不明であるとの回答を得ており、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者記録を確認できない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、C社の事業主と友人関係にあったとする申立人の供述内容や申立人の記憶する申立期間当時の従業員数等の事業所の状況が、元同僚の証言と一致していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社はオンライン記録により、申立期間は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる上、同僚から聴取したものの、「当該期間における保険料の控除については記憶していない。」との供述であった。

また、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月 30 日から 6 年 1 月 1 日まで
被保険者記録では、A社において平成 5 年 10 月 18 日に資格取得、同年 12 月 30 日に資格喪失となっており、被保険者期間が 2 か月となっているが、上司と相談の上、退職日を同年 12 月 31 日としたので資格喪失日は 6 年 1 月 1 日のはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成 5 年 12 月 31 日まで在籍していたと述べている。しかしながら、申立期間における申立人の雇用保険の加入期間は、平成 5 年 10 月 18 日から同年 12 月 29 日までであることが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る退職願には、平成 5 年 12 月 29 日付退職希望と書かれていることが確認できる。

さらに、当時の複数の同僚に照会するも、申立人がA社に平成 5 年 12 月 31 日まで勤務していたことについて具体的な証言を得ることはできない。

これらのことから、申立人がA社を退職した日は平成 5 年 12 月 29 日であると認められる。

なお、厚生年金保険法第 19 条において、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成 5 年 12 月 30 日であり、同年 12 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月5日から36年4月1日まで
昭和24年1月から36年3月までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、24年1月4日から同年9月5日までの期間は判明したが、申立期間については、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。しかし、私は24年9月に叔父が社長をしていたA社に入社し、10年以上勤務をしていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社についての説明が、同社の関係者の説明と一致していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、同社が申立期間当時に適用事業所であった記録は確認できない。

また、上記の関係者は、「A社は一般的な商店で、厚生年金保険などには加入していなかったのではないか。」とも述べている。

さらに、申立人が記憶する同僚は、連絡先が不明であり、聴取することができない。

加えて、申立人は、給与明細書等、申立てに係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる資料は無く、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 3 日から 39 年 7 月 1 日まで
私は、勤務していた A 社が倒産したため、同社の事業を承継して設立された B 社に昭和 38 年 9 月 3 日に入社した。「ねんきん特別便」の記録では、申立期間の記録が欠落しているが、雇用保険については、当該期間の加入記録がある。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について B 社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社は昭和 39 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間当時、事務を担当していた同僚は、B 社は、申立期間において厚生年金保険及び健康保険に加入しておらず、保険料控除は無かったと供述している。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料控除について具体的に覚えていない。

このほか、保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月19日から28年4月1日まで
私は、A社に昭和27年4月1日から1年間ぐらいは勤めていたと思うが、厚生年金保険の記録が同年5月19日までしか無いので、厚生年金保険の記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社を退職後に勤務したB社の入社時に提出した履歴書によると、申立人のA社における勤務期間は昭和27年4月から同年6月までとなっており、厚生年金保険の被保険者記録とほぼ一致する。

また、A社に係る被保険者名簿において、申立人は、その備考欄に「証返附済」印の表示があるところ、申立人と同様に備考欄に「証返附済」印の表示がある複数の同僚は、被保険者資格喪失日の前日が退職日であると供述している。

このほか、申立期間に係る勤務実態及び申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間についての加入記録が無いことが判明した。

私は、昭和 53 年 2 月 20 日から A 社に勤務し、55 年 3 月 31 日まで確かに勤務していたのに、同年 3 月 30 日が離職日となっている。この日は日曜日なのでおかしい。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 55 年 3 月 31 日まで A 社に勤務していたと主張しているが、複数の同僚に聴取しても、申立人が同日まで勤務していたことを裏付ける証言を得ることができなかった。

また、雇用保険の記録では、離職日は、昭和 55 年 3 月 30 日となっており、厚生年金保険の資格喪失日は、退職日の翌日となっており、両者の喪失記録は合致している。

さらに、A 社に照会したところ、申立期間における申立人の退職日及び厚生年金保険料の控除に関して、資料等が無いとしており、いずれも確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 17 日から同年 11 月 1 日まで
平成 6 年 11 月 1 日が A 社における厚生年金保険被保険者の資格取得日となっているが、私は同年 10 月 17 日に同社に入社しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 6 年 10 月 17 日から A 社に勤務していたと主張している。しかし、A 社の保管する「健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人の資格取得日は平成 6 年 11 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致する。

また、A 社では、正社員を入社月の翌月 1 日付けで厚生年金保険に加入させているとしており、申立人と同じく平成 6 年に入社した者もすべて 1 日付けで厚生年金保険の資格を取得していることがオンライン記録で確認できる。

さらに、申立人の A 社における雇用保険の資格取得日は、平成 6 年 11 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。